

都道府県名	第一種フロン回収業者 登録事業者数	第二種引取業者 登録事業者数()	第二種回収業者登録事業所数 (内、自動車整備業者に係る特例分)
1 北海道	389	2,566	739 (240)
2 青森県	192	1,565	487 (272)
3 岩手県	214	1,182	406 (302)
4 宮城県	394	1,266	496 (351)
5 秋田県	228	1,142	720 (603)
6 山形県	260	1,205	454 (322)
7 福島県	491	2,077	772 (492)
8 茨城県	1,054	3,504	762 (510)
9 栃木県	645	2,182	750 (534)
10 群馬県	586	2,728	502 (344)
11 埼玉県	1,684	3,171	1,152 (807)
12 千葉県	1,565	3,900	1,179 (505)
13 東京都	2,415	4,675	1,020 (780)
14 神奈川県	1,621	2,067	386 (178)
15 新潟県	362	2,315	857 (636)
16 富山県	168	1,226	372 (301)
17 石川県	192	1,248	254 (174)
18 福井県	207	854	383 (309)
19 山梨県	309	1,126	335 (207)
20 長野県	363	2,559	323 (151)
21 岐阜県	492	2,500	762 (496)
22 静岡県	854	3,729	987 (755)
23 愛知県	1,218	3,809	1,389 (943)
24 三重県	640	2,101	555 (358)
25 滋賀県	583	1,201	395 (321)
26 京都府	819	1,035	322 (218)
27 大阪府	1,669	2,690	864 (633)
28 兵庫県	1,072	3,010	1,027 (677)
29 奈良県	570	1,144	369 (234)
30 和歌山県	489	1,070	312 (212)
31 鳥取県	174	506	224 (120)
32 島根県	176	669	177 (128)
33 岡山県	405	1,849	619 (472)
34 広島県	465	1,666	664 (497)
35 山口県	378	1,323	574 (448)
36 徳島県	153	732	169 (114)
37 香川県	203	1,035	416 (356)
38 愛媛県	289	1,491	398 (272)
39 高知県	168	525	167 (116)
40 福岡県	683	1,366	677 (482)
41 佐賀県	211	917	272 (203)
42 長崎県	304	1,518	561 (445)
43 熊本県	308	1,359	461 (352)
44 大分県	313	1,134	452 (301)
45 宮崎県	263	1,489	381 (247)
46 鹿児島県	334	2,146	576 (378)
47 沖縄県	253	834	351 (175)
政令市名			
1 札幌市		739	210 (80)
2 仙台市		606	227 (164)
3 さいたま市		459	164 (128)
4 千葉市		622	157 (66)
5 横浜市		1,201	180 (65)
6 川崎市		401	71 (45)
7 静岡市		-	148 (127)
8 名古屋市		1,293	494 (404)
9 京都市		932	199 (149)
10 大阪市		921	263 (177)
11 神戸市		705	240 (171)
12 広島市		758	293 (234)
13 福岡市		534	208 (158)
14 北九州市		196	682 (126)
合計	26,825	94,773	30,006 (20,065)

第二種引取業者については、平成16年12月31日現在。

フロン回収等に関する条例

都道府県名	条例名	公布	施行	特記事項
1 北海道	該当なし			
2 青森県	青森県第一種フロン類回収業者登録申請手数料等徴収条例	H14.4.1	H14.4.1	
3 岩手県	該当なし			
4 宮城県	該当なし			
5 秋田県	該当なし			
6 山形県	該当なし			(H14.10月で廃止)
7 福島県	該当なし			
8 茨城県	該当なし			
9 栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例(第54・55条)	H16.10.14	H17.4.1	
10 群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	H12.3.23	H12.10.1	
11 埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	H13.7.17	H14.4.1	第4章フルオロカーボンの排出の抑制
12 千葉県	該当なし			
13 東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H12.12.22	H13.4.1	
14 神奈川県	該当なし			(H16.4.1 該当条文削除)
15 新潟県	該当なし			
16 富山県	該当なし			
17 石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.3.23	H16.4.1	
18 福井県	該当なし			
19 山梨県	該当なし			
20 長野県	該当なし			
21 岐阜県	該当なし			
22 静岡県	該当なし			
23 愛知県	該当なし			
24 三重県	該当なし			
25 滋賀県	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	H12.3.29	H12.10.1	
26 京都府	該当なし			
27 大阪府	該当なし			
28 兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H7.7	H8.7	
29 奈良県	該当なし			
30 和歌山県	該当なし			
31 鳥取県	該当なし			
32 島根県	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則(平成14年3月19日島根県規則第5号)	H14.3.19	H14.4.1	
33 岡山県	該当なし			
34 広島県	該当なし			
35 山口県	該当なし			
36 徳島県	該当なし			
37 香川県	該当なし			
38 愛媛県	該当なし			
39 高知県	該当なし			
40 福岡県	福岡県特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例	H13.12.21	H13.12.21	
41 佐賀県	該当なし			
42 長崎県	該当なし			
43 熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	H17.3.24	H17.3.24	
44 大分県	大分県生活環境の保全等に関する条例	H11.12.24	H12.12.23	
45 宮崎県	該当なし			
46 鹿児島県	該当なし			
47 沖縄県	該当なし			
政令市名				
1 札幌市	該当なし			
2 仙台市	該当なし			
3 さいたま市	さいたま市フロン類回収業者等の登録等関係事務手数料条例	H14.12.26	H15.4.1	H17.1.1 廃止
4 千葉市	該当なし			
5 横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H14.12.25	H15.4.1	
6 川崎市	該当なし			
7 静岡市	該当なし			
8 名古屋市	名古屋市フロン類回収業者等登録関係手数料条例	H14.3.29	H14.4.1	H17.1.1 廃止
9 京都市	京都市地球温暖化対策条例	H16.12.24	H17.4.1	
10 大阪市	大阪市手数料条例	H16.11.10	H17.1.1	
	大阪市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	H16.12.24		
11 神戸市	該当なし			
12 広島市	該当なし			
13 福岡市	福岡市手数料条例	H16.3.29	H17.1.1	自動車リサイクル法施行に伴う変更
14 北九州市	北九州市手数料条例	H16.12.14	H17.1.1	自動車リサイクル法施行に伴う変更

フロン回収等推進協議会について

都道府県名	設置時期	主な参加者	主な活動状況	特記事項
1 北海道	該当なし			
2 青森県	該当なし			平成13年度廃止
3 岩手県	平成9年度	一部の自治体、清掃関係一部事務組合、自動車、家電、空調等関係団体、県関係課	フロンの回収及び処理に関する情報交換 フロン回収促進のための普及啓発等	
4 宮城県	該当なし			
5 秋田県	平成7年度	冷凍空調業界、自動車関連業界、廃棄物関連業界、フロン類破壊業者	フロン類の適正処理に関する情報交換	
6 山形県	該当なし			平成15年度廃止
7 福島県	該当なし			
8 茨城県	平成9年度	家電・自動車・冷凍空調機器の各団体、市町村、県	フロン回収普及啓発、セミナー	
9 栃木県	平成9年1月	関係業界、消費者団体、自治体	オゾン層保護月間、フロン回収破壊法の周知徹底に係る通知	
10 群馬県	平成12年度	県、群馬県フロン回収事業協会、群馬県自動車販売店協会、群馬県軽自動車協会、群馬県自動車整備振興会、群馬県中古自動車販売協会、群馬県自動車電装品整備商工組合、群馬県電機商業組合、群馬県再生資源事業協同組合連合会、日本鉄リサイクル工業会群馬部会	フロン回収技術講習会、フロン回収量等のとりまとめ、オゾン層保護・フロン回収を啓発する講演会等の開催	
11 埼玉県	平成9年度	市町村、一部事務組合、家電業界、業務用冷凍空調機器業界、自動車業界、廃棄物処理業界、消費者団体(会員数:団体会員40、個人会員107)	・フロン回収処理の推進に関する普及啓発 ・フロン回収処理に関する情報交換	
12 千葉県	平成9年6月	市長会、町村長会、家電業界、自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、廃棄物処理業界等(会員数:団体会員22、オブザーバー2)	フロンの使用・排出等の実態把握、フロンの回収・処理システムの構築、普及啓発活動、フロン回収破壊法の周知	
13 東京都	平成9年度	市区町村、冷凍空調業界、自動車販売協会、冷凍空調・カーエアコン使用業界等	フロンの回収・破壊に関する普及啓発、フロンの回収・破壊のための情報収集等	
14 神奈川県	平成9年度	市町、冷凍空調業界、自動車処理業界、産業廃棄物業者、消費者 他	・フロン回収破壊法に関する普及啓発 ・フロン回収等に関する情報交換	
15 新潟県	平成11年4月	県、新潟市、電機商業組合、冷凍空調業界、自動車関係業界等	・フロン回収破壊法周知、徹底	
16 富山県	平成10年度	県、冷凍空調業界、自動車整備・解体等業界、消費者協会	・フロン回収破壊法の周知の徹底 ・フロン回収等に関する情報交換	名称: 富山県フロン回収推進連絡会議
17 石川県	平成7年度	冷凍空調業界、自動車業界	フロン回収等の普及啓発	
18 福井県	平成7年8月	市町村、事業者、消費者団体		フロン回収破壊法施行後、活動中止
19 山梨県	平成9年11月	自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、廃棄物処理業界、消費者団体(会員数:団体会員22)		活動休止中
20 長野県	平成8年5月	長野県冷凍空調設備協会、長野県電機商業組合、(社)長野県自動車店協会、長野県中古自動車販売店協会、(社)長野県自動車整備振興会、長野県自動車解体処理協同組合、長野県資源回収組合連合会、(社)長野県産業廃棄物協会、長野県消費者の会連絡会、市長会、町村会、長野市	一般県民への啓発活動 環境フェア2003等でパネル展示 フロン回収推進講習会の実施 フロン回収技術講習会の実施	
21 岐阜県	平成8年度	家電業界、自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、消費者団体、市町村	・フロン回収破壊法の周知の徹底	
22 静岡県	平成10年2月	県、市、業界団体等	県民への普及・啓発 技術講習会の開催 情報交換 災害時の対策	
23 愛知県	平成8年4月	事業者、地方公共団体	フロン回収に関する普及・啓発	
24 三重県	平成9年3月	市町村、一般事務組合、家電業界、自動車業界、冷凍空調業界、高圧ガス溶材業界、消費者団体、地元関連メーカー	フロン回収・処理システムの維持 フロン回収・処理の推進に係る啓発事業	
25 滋賀県	平成10年度	事業者団体(家電、自動車、業務用冷凍機器関連団体等)、企業、消費者団体、市町村、一部事務組合、県	・フロン回収・処理のための情報収集、普及啓発 ・フロン回収・処理のための研修会の開催	
26 京都府	平成11年度	自動車関係業界、家電製品販売業界、業務用冷凍空調業界、消費者団体、市町村等	・会員相互間の意見・情報交換 ・フロン回収・破壊制度の啓発等	
27 大阪府	平成8年	市町村、冷凍空調業界、自動車業界	・フロン回収の普及啓発	
28 兵庫県	平成6年12月	市町、一部事務組合、消費者団体、廃棄物処理業者、フロン製造・販売メーカー、家電業界、自動車業界、業務用冷凍空調機器業界、フロン回収装置メーカー等	普及啓発、講習会の実施等	
29 奈良県	平成11年7月	奈良県電器商業組合、奈良県自動車販売店協会 他	情報収集、普及啓発事業 等	
30 和歌山県	平成12年5月	和歌山県冷凍空調設備協会、(社)日本自動車販売協会連合会和歌山県支部、(社)和歌山県自動車設備振興会	特になし	休眠状態
31 鳥取県	該当なし			平成14年度廃止
32 島根県	該当なし			
33 岡山県	該当なし			平成13年度に廃止
34 広島県	平成8年度	学識経験者、業界団体、関係行政機関等	フロン回収・処理の推進	平成13年度以降、開催していない
35 山口県	平成10年7月	冷媒用フロンを含有する機器の販売、修理及び設置工事にかかる業務を営む事業者の団体(6)、県、市町村(53)及び一部事務組合(9)	・普及啓発事業 リーフレットの作成、会報の発行、「やまぐちいきいきエコフェア」への参加 ・研修事業 研修会(講演)、フロン類回収技術講習会	
36 徳島県	平成11年3月	学識経験者、家庭電器関係、自動車関係、冷凍・空調設備関係、廃棄物関係、消費者関係、行政機関	フロンの回収・処理についての情報交換及び普及啓発	
37 香川県	平成11年度	学識経験者、消費者団体、自動車関係団体、冷凍空調設備関係団体、家電関係団体、廃棄物関係団体、関係行政機関	・回収処理についての情報交換及び普及啓発、システムの構築 ・構成団体を通じたフロン回収破壊法の周知	現在活動していない
38 愛媛県	平成11年6月	県、産業廃棄物業界、冷凍空調業界、一般廃棄物業界、自動車業界	フロン回収にかかる普及啓発及び研修等	

都道府県名	設置時期	主な参加者	主な活動状況	特記事項
39 高知県	該当なし			平成16年度廃止
40 福岡県	平成8年2月	県、市町村、一部事務組合、企業団体、個人等	理事会開催、通常総会開催、ホームページ更新業務委託、公報活動、啓発活動	
41 佐賀県	該当なし			平成16年度廃止
42 長崎県	該当なし			
43 熊本県	平成9年1月	自動車・冷凍空調・廃棄物処理関連団体、同関連企業、市町村、一部事務組合等	フロン破壊処理事業 オゾン層保護、フロン回収に関する広報、啓発活動	
44 大分県	平成6年8月	市町村、消費者廃棄物処理業者家電業界、自動車業界、冷凍空調機器業界、環境中小企業関連団体	回収・再利用・破壊システムの確立に向けて検討	
45 宮崎県	平成8年10月	宮崎県冷凍空調工業会、宮崎県自動車販売店協会など	フロン類の回収、再利用、破壊等に関する情報交換	
46 鹿児島県	該当なし			
47 沖縄県	平成11年度	消費者団体、自動車業界、冷凍空調業界、廃棄物業界、行政機関	・フロンの回収・処理の実態 ・フロンの回収処理体制の整備に関すること ・フロンの回収・処理についての普及啓発に関すること ・その他必要事項	

フロン回収等に関する融資・助成制度

都道府県名	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
1 北海道	該当なし					
2 青森県	該当なし					
3 岩手県	該当なし					
4 宮城県	環境安全管理対策資金	中小企業	平成13年度	特定フロン等を業として使用する者で、特定フロン以外を使用する設備に転換する者	限度額:一企業等 5,000万円 利率:年2.1% 償還期間:7年以内(据置1年以内)	
5 秋田県	該当なし					
6 山形県	該当なし					
7 福島県	福島県環境創造資金融資制度	中小企業者等	昭和51年	中小企業者等が行う環境保全のための施設等の設置・改善又は工場・事業場の移転もしくは廃棄物の処理のための施設の設置・改善等に必要な資金を、県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する。 融資対象:オゾン層保護対策施設 オゾン層破壊物質の使用を削減又は廃止するために行う工場等の施設の新設又は改造 オゾン層破壊物質の回収処理保管装置、破壊	融資限度額:個別 3,000万円以内、共同 6,000万円以内 移転 3,750万円以内 融資利率:年1.3% 融資期間:7年以内(据置期間1年間を含む)	
8 茨城県	該当なし					
9 栃木県	栃木県環境保全資金	中小企業者又は中小企業団体	昭和45年(フロン関連:平成9年)	公害防止施設等の設置や環境保全に資する事業に対する融資(特定フロン等の代替装置、回収装置の設置又は購入)	融資限度:所要経費の90%以内・公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業環境保全事業100万円以上1億円以下 融資利率:1.7% 融資期間:7年から10年	
10 群馬県	公害防止施設整備資金	中小企業者(個人・会社) 中小企業団体	平成元年度	県内で公害防止施設の整備、公害防止のための工場移転、土壌・地下水汚染防止対策を行う場合に利用できる融資制度(フロン類の回収再利用施設等)	融資限度額 2,000万円(知事特認あり) 融資利率 年1.9%以内(信用保証付きは年1.5%以内) 融資期間 7年以内(内据置1年以内)、移転は10年以内(内据置1年以内)	
11 埼玉県	彩の国環境創造資金	県内中小企業者	平成6年度	環境改善施設(フロンの代替・回収・破壊装置)等に対する貸付	融資限度額:1億5千万円(一部を除く) 利率:年1.35%又は年1.05% 返済期間:7年又は10年	
12 千葉県	千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度	中小企業者	平成7年4月	フロン代替施設への転換、新設、放出防止のための施設の密閉構造化、使用量を減少させる施設(フロン回収施設を含む)の設置	融資限度額:費用の80%まで(最高5,000万円(企業)、6,000万円(組合)) 融資利率:年2.5%(うち1.4%を県が利子補給) 融資期間:7年以内	
13 東京都	該当なし					
14 神奈川県	神奈川県中小企業制度融資	中小企業者	平成4年4月	フロン回収再利用設備の設置、改善に対応して融資	融資限度額:8,000万円 融資利率:年2.1%以内 融資期間:10年以内	
15 新潟県	該当なし					
16 富山県	富山県中小企業環境施設整備資金融資	(1) 富山県内に工場又は事業場を有し、事業を営んでいる者 (2) 中小企業基本法第2条(中小企業者の範囲)に該当する者 (3) 県税を完納している者	融資制度: 昭和46年4月 フロンに関するもの: 平成7年6月	オゾン層を破壊する物質の排出の抑制及び使用の合理化のために必要な施設の整備等に要する資金融資	融資限度額:個別 3,000万円 団体 5,000万円 貸付利率:年1.55% 償還期間(うち措置期間):7年以内(1年以内)	
17 石川県	石川県環境保全資金融資制度	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにそ	平成7年度	フロン回収設備の整備に対して融資する	融資限度額:5,000万 融資利率:1.5%(H17.4.1現在) 融資期間:10年以内(据え置きなし)	
18 福井県	該当なし					
19 山梨県	山梨県商工業振興資金融資制度	中小企業者	平成5年4月	代替フロン・脱フロンのための設備整備に要する資金	融資限度額:5,000万円(事業費の80%以内) 融資利率:2.1%(保証付1.8%) 融資期間:7年以内(措置期間1年)	
20 長野県	該当なし					

都道府県名		制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
21	岐阜県	1. 中小企業資金融資制度(元気企業育成資金 経営合理化資金) 2. 公害防止施設等整備資金融資制度	1. 県内の中小企業 2. 県内の中小企業	1. 平成16年 2. 昭和57年	1. 地球環境の保全・改善を図るための施設設備の導入等に対する融資(特定フロン等の使用施設の代替施設等) 2. 公害を防止するために必要な施設等の設置等に対する融資(特定フロン等の使用施設の代替施設等)	1. 融資限度額:10,000万円 融資利率:1.2% 融資期間:15年 2. 融資限度額:2,000万円 融資利率:1.5% 融資期間:7年	
22	静岡県	環境保全資金利子補給制度	中小企業者、組合	平成11年4月	フロン等を使用する施設の代替装置への転換及び回収・再生・破壊装置等の設置等に関する経費を対象に長期かつ低利な資金の融資を紹介し、利子補給を行う。	・貸付限度額:20万円以上4,000万円未満で事業費の80%以内 ・貸付利率:1.98% ・利子補給率:0.18%	
23	愛知県	愛知県環境対策資金融資	中小企業者	昭和40年	公害防除施設の整備等に必要な資金を融資する(有害ガス(特定フロン等含む)除去施設)	融資限度額:融資対象経費の90%以内 融資利率:年1.3% 融資期間:7年以内	
24	三重県	該当なし					
25	滋賀県	淡水環境創造資金貸付	中小企業者	平成12年度(フロン関係)	オゾン層破壊物質および特定洗浄用物質の代替または回収および破壊に必要な機械器具、装置その他工作物に対して資金の貸付をする。	貸付限度額:3,000万円 融資利率:毎年度定める(H17年度は1.3%) 償還期間:10年(据え置き期間1年含む。) 融資上限額:企業 8,000万円 組合 1億6,000万円 (所要資金の90%以内)	
26	京都府	経営活力融資制度	中小企業者・組合	平成15年度	フロン類対策等を実施しようとする中小企業者又は組合の施設及び機械設備の整備資金を融資する。	融資期間:10年以内(均等月賦返済) 融資利率:年2.0%	環境保全対策低利融資制度(平成5年創設)が平成16年度より見直しされたもの
27	大阪府	該当なし	-	-	-	-	-
28	兵庫県	兵庫県地球環境保全資金融資制度(環境保全設備設置資金)	中小企業者	平成7年度	オゾン層保護法で規制された特定物質使用設備の代替及び回収・破壊設備を設置する資金を融資する	融資限度額:企業3,000万円、組合4,000万円 融資利率:年1.5% 融資期間:7年以内(1年以内据置可)	
29	奈良県	該当なし					
30	和歌山県	該当なし					
31	鳥取県	該当なし					
32	島根県	該当なし					
33	岡山県	該当なし					
34	広島県	環境保全資金融資	県内に工場又は事業場を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合等	昭和40年	中小企業者等が、公害防止施設や地球環境保全施設等を設置・改善する場合等に、県がその事業計画を承認することにより、必要な資金を取扱金融機関を通じて融資する。(オゾン層保護対策設備)	融資限度額:5000万 融資利率:年1.6%(信用保証付きの場合)、年1.9%(信用保証のない場合) 融資期間:10年以内 「信用保証」とは、広島県信用保証協会の信用保証をいし、信用保証付きを原則とする。 対象施設:フロン回収機器	
35	山口県	地球にやさしい環境づくり融資制度	中小企業者(その組合を含む)	平成10年4月	環境保全のために必要な施設を整備する中小企業者に必要な資金を融資する。	融資限度額:500万円 融資利率:年1.9% 償還期間:5年以内(含据置1年)	
36	徳島県	該当なし					
37	香川県	香川県環境保全施設設備資金融資制度	中小企業者	平成13年度	オゾン層保護対策のための施設の設置等に要する経費を融資する。	融資限度額:5,000万 融資利率:1.65% 融資期間:7年	
38	愛媛県	1. 愛媛県環境保全資金貸付制度 2. 小規模企業者等設備資金貸付制度	1. 中小企業者、環境保全施設を設置しようとする者 2. 小規模事業者、創業者等	1. 平成11年度 2. 平成2年度	1. フロン等を回収し、又は処理する設備の導入に対する資金の貸付 2. 事業を行うために必要な設備及び公害防止設備等(フロン回収装置含む)	1. 融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.50%(H16年度) 融資期間:10年以内 2. 融資限度額:6,000万円 融資利率:無利子 融資期間:7年以内	
39	高知県	該当なし					
40	福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	中小企業者又は中小企業団体	制度自体は昭和45年(特定フロンの回収装置が認定されたのは平成7年)	左記の業者に対し特定フロン等の回収装置及びポンペ購入費並びに回収装置設置場所の工事費を対象とする	融資限度額は1企業4,000万円	
41	佐賀県	該当なし					
42	長崎県	該当なし					

都道府県名	制度名称	対象者	創設時期	制度の概要	融資(助成)内容	特記事項
43 熊本県	該当なし					
44 大分県	該当なし					
45 宮崎県	該当なし					
46 鹿児島県	該当なし					
47 沖縄県	該当なし					
政令市名						
1 札幌市	札幌市環境保全資金融資あっせん制度	中小企業	平成16年度	公害防止やその他の環境への負荷低減のための設備を行う	特定フロン等の回収設備 融資限度額2,000万円 融資期間10年 原則は無利子	
2 仙台市	該当なし					
3 さいたま市	該当なし					
4 千葉市	該当なし					
5 横浜市	横浜市中企業金融制度	横浜市内の中小企業	昭和29年 (フロン類に関するものは平成7年から)	(1)フロン等を使用する設備をフロン等を使用しない設備に代替する費用(脱脂洗浄設備、洗浄槽、洗浄機、空調機器等) (2)無・低公害設備に要する費用(クロースドタイプドライクリーニング施設)	融資限度額:8,000万円 融資利率:2.1%~2.7% または、プライムレート+0.8% 融資期間:10年以内	
6 川崎市	該当なし					
7 静岡市	環境保全資金利子補給制度	中小企業者、組合	平成11年4月	フロン等を使用する施設の代替装置への転換及び回収・再生・破壊装置等の設置等に関する経費を対象に長期かつ低利な資金の融資を紹介し、利子補給を行う。	貸付限度額:20万円以上4,000万円未満で事業費の80%以内 貸付利率:1.98% 利子補給率:0.18%	
8 名古屋市	名古屋市環境保全設備資金あっせん融資制度	中小企業者、中小企業団体	平成6年度	オゾン層保護対策として以下の資金用途に対して融資する。 1 フロン等回収装置の設置 2 フロン等漏洩防止工事 3 脱フロン洗浄設備の設置	融資限度額:5,000万円、団体6,000万円 融資利率:年1.3% 融資期間:7年以内 利子補助制度あり(「制度の概要」の1,2については全額、3については半額)	
9 京都市	京都市環境保全資金融資制度	中小企業者	フロンガス対策資金は平成6年度から	1. フロンガスを使用している施設に代えて設置するフロンガスを使用しない施設の設置に要する資金の融資 2. フロンガス回収施設の設置に要する資金の融資	融資限度額:4,000万円 利率:年1.5% 償還期間:10年以内 据置期間:1年以内 償還方法:月賦	
10 大阪市	該当なし					
11 神戸市	神戸市環境保全資金融資制度	中小企業者、中小企業団体等	平成6年度	環境保全設備導入資金(特定フロン等の使用施設の代替施設及び回収施設の設置に要する資金)等に対して融資する。	融資限度額:原則2000万円 融資利率:年1.4% 融資期間:7年以内	
12 広島市	該当なし					
13 福岡市	福岡市商工金融資金制度(公害防止事業資金)	福岡市環境保全課の確認を受けて、公害の防止に必要な施設の設置・改善を行う中小企業者等	昭和46年度	福岡市内の中小企業者に無利子にて貸付。資金は、公害の防止に必要な施設の設置又は改善に必要な資金。なお、オゾン層保護対策(特定フロン等を代替技術に転換するための設備の改善に必要な資金及び特定フロン回収装置の購入)に必要な設備資金も含む。	融資限度額:4,000万円 特例 5,000万円 組合は6,000万円 融資期間:7年以内 融資利率:無利子	福岡市の確認が必要になる
14 北九州市	該当なし					

地方における取組の例

本資料は、各都道府県のフロン回収推進協議会等の取組状況の調査結果の中から、特徴のある取組をとりあげたものである。

1．普及啓発の取組

秋田県	平成14年度の協議会において、建物解体時の空調設備等のフロン回収が不十分であるとの指摘を受けて、建物解体時のフロン類回収について、社団法人秋田県建設業協会及び建設リサイクル法登録業者に対して周知した。
-----	--

2．協議会活動の課題

岩手県 ほか多数	協議会設立当初は、フロン回収及び処理に関する体制整備を図り、フロン回収協力店制度をもうけ、フロン回収及び処理を実施していたが、フロン回収破壊法の施行により、平成14年度末に協議会のあり方を見直し、現在、情報交換、処理促進のための普及啓発を図ることを目的としているが、協議会の存続を含めて、今後、検討を要するものとしている。 [*]
静岡県	静岡県フロン回収促進連絡会議の構成メンバーについて 機器の廃棄者以外にビル等の建設業者（ゼネコン）、解体業者等の中間請負業者がフロン回収処理に大きく関わっているが、これらの関係団体が協議会のメンバーになっていない。また、産業廃棄物、冷凍冷蔵倉庫業等の団体もメンバーに加わっていない、今後これからのフロン回収処理に関係のある業界団体を協議会のメンバーに加えて、フロン回収の活動の環をさらに広げていく必要があると考えている。 [†]

3．回収推進方策の検討等の実施

山口県	参考として、山口県冷凍空調設備工業会回収冷媒管理センター（法律施行規則第7条の規定による承認）が、今年度、県内のフロン破壊許可業者と連携した新回収処理システムにより回収量増に取り組んでいる。
-----	---

^{*} なお、フロン回収破壊法の施行に伴い、協議会を廃止または活動を中止とした都府県は11県である。

[†] 協議会に建設関係者が参加しているケースは少なく、静岡県では建設業者数社が参加しているものの、団体としての参加がない状況。

4．回収推進のための取組

秋田県	秋田県冷凍空調設備工業会では、フロン類を回収した第一種特定製品には回収済みのステッカーを貼付するようにしているため、スクラップ業者はステッカーが貼付されていることを確認した上で、引き取るようにしているとのことである。
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収破壊法登録業者用ステッカーの配布 ・「回収フロン管理台帳」を作成、回収時の記入を義務づけ
京都府	家屋等解体時に残されたフロンを回収するため、平成12年3月からフロン回収機3台を社団法人京都府産業廃棄物協会を通じて京都府北部、京都市内及び府南部地域の協会の会員3業者に無償で貸し出し、廃棄物処理業務の中でのフロン回収に活用

5．回収実績の把握の取組

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議の構成メンバーである（中）静岡県フロン回収事業協会が会員に対して実施している整備用その他から回収したフロンについての年度ごとの報告の提出による回収実態の把握 ・静岡県フロン回収事業協会が会員に対して実施しているフロン回収作業報告書（一種のマニフェスト制度）の提出による回収実態の把握
-----	---

6．その他

群馬県	破壊処理施設との業務連携において、破壊費用の請求業務・破壊証明書の交付
愛知県	フロン回収・処理施設の視察、災害時のフロン回収の協力体制を作る
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・製品貼付用回収済シールの配布 ・フロン破壊事業所の見学会を実施

（出典）フロン回収推進方策検討会報告書